

民 法

(問 題)

2019 年度

注 意 事 項

1. 問題冊子、解答用紙および貸与六法は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
2. 問題は2～3頁に記載されています。問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
3. 下書用紙は一人につき一枚のみ配付します。
4. ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
5. 貸与六法への書き込みは、不正行為とみなすことがあります。
6. 試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名、問題番号を記入してください。受験番号は正確に間違いに記入してください。読みにくい数字は採点処理に支障をきたすことがあるので、注意してください。
7. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わず筆記用具を持っていたり、解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
8. 試験終了後、問題冊子、下書用紙は持ち帰ってください。
9. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。
10. 解答用紙に記載の注意事項もあわせて確認してください。

問題 1 の解答は『解答用紙 (A)』を使用してください

＊この問題は、「民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）」によって改正された民法に基づいて出題していますが、現在適用されている民法（改正前民法）に基づいて解答することも認めるものとします。また、改正前民法に基づく解答について、採点において不利益な取扱いをすることはありません。

問題 1（75 点）

<事実>

1. A 男と B 女は法律上の夫婦であり、A・Bの間には未成年の子供 C がいたが、B は交通事故により死亡した。
2. B が死亡して数年後、A は洋服販売店を経営する D 女と知り合い、親しい関係になった。D は独身であり、A は D との再婚も考えたが、C がこれを嫌ったため、A と D は婚姻外の関係が続けてきた。
3. D は、洋服販売店の経営が悪化したことから、E 銀行に資金の融資を申し入れたが、E 銀行は、D の事業状況からすると、融資を認めるためには物的担保が必要であると回答した。
4. D は、以前に、C が B の父親 F から遺贈された甲土地を所有しているという話を A から聞いていたことから、A に、甲土地を担保として利用させてもらえないかという相談をした。A は、C の財産を担保に供することに躊躇を覚えたが、D との関係が悪化するのを恐れて、D の希望に 응ずることにした。

事実 1 ～ 4 を共通の前提として、以下の各設問に解答しなさい。なお、(1) と (2) は独立した問題である。

(1) 事実 4 の後、以下の事実 5 及び 6 が生じた。

<事実>

5. A は、A 自身が借主となって E 銀行から 2,000 万円を借り受け、その返還債務を担保するため、C の法定代理人として、E 銀行のために甲土地に抵当権を設定し、その登記を行った。また、A は、E 銀行から借り受けた 2,000 万円を D に交付した。
6. A の返還債務の履行期が到来したが、その後、A が死亡し、C が A の単独相続人となった。この時点で、C は成年に達していた。

事実 1 ～ 6 を前提として、C と E 銀行の法律関係を論じなさい。(45 点)

(2) 事実 4 の後、D が借主となって E 銀行から 2,000 万円を借り受け、その返還債務を担保するため、A は C の代理人として、E 銀行のために甲土地に抵当権を設定し、その登記を行った。その後、成年に達した C は、E 銀行に対して、A が行った抵当権設定契約は無効であると主張して、抵当権設定登記の抹消を請求することができるか。(30 点)

問題2の解答は『解答用紙(B)』を使用してください

＊この問題は、「民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）」によって改正された民法に基づいて出題していますが、現在適用されている民法（改正前民法）に基づいて解答することも認めるものとします。また、改正前民法に基づく解答について、採点において不利益な取扱いをすることはありません。

問題2（75点）

＜事実＞

1. Aは、その所有する土地建物（以下あわせて「甲不動産」という）において、喫茶店を営んでいる。Aは、資金難に陥り、親戚であるBから3,000万円の融資（以下「本件融資」という）を受け、この債務を担保するため、甲不動産（時価4,000万円）及び店舗内にあるコーヒー焙煎機（以下「乙」という。時価200万円）をBに譲渡した。Aは、甲不動産についてBへの所有権移転登記をし、乙については、以後、これをBのために占有するという意思を表示した。しかし、その後まもなく、Aは、Bに無断で、Cに乙を譲渡し、その引渡しをした。

（1）以上の事実1を前提とすると、Cは、乙についてどのような権利を有しているか。（35点）

（2）事実1の後、以下の事実2が生じた。

＜事実＞

2. その後、本件融資の弁済期が近づいたが、Aは返済できる見通しが立たないので、Bに対し、期限の猶予を要請した。しかし、話し合いの過程で、AがCに乙を売却していたことが発覚したことから、BはAの要請を拒絶した。Bは、本件融資の弁済期が経過した直後、甲不動産をBの義兄であるDに3,300万円で売却し、BからDへの所有権移転登記をした。Dは、本件融資の経緯を熟知しているところ、かねてからAを快く思っていなかったため、Aを甲不動産から追い出し、喫茶店を続けられないようにしてやろうと考え、Bから甲不動産を購入したものである。Dは、Aに対し、甲不動産の明渡しを求めている。

以上の事実1及び2を前提とすると、DのAに対する甲不動産の明渡し請求は認められるか。（40点）

〔以下余白〕

